

## 1 目的

この要領は、元離宮二条城国宝・重要文化財(建造物)等保存活用計画改訂補助業務に関し、プロポーザル方式により受託候補者を選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名称

元離宮二条城国宝・重要文化財(建造物)等保存活用計画改訂補助業務

### (2) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり。

### (3) 履行期間

締結の日の翌日から令和8年3月23日(月)まで

### (4) 委託料上限額(消費税及び地方消費税相当額を含む)

6,000,000円

## 3 参加資格

次に掲げる条件の全てを満たす法人又は団体とする。

なお、契約締結後であっても、応募者が以下の条件を満たしていないことが判明した場合には、本市は契約を解除できるものとする。

本公募の参加にあっては、応募時に以下の要件を全て満たしていること。

- (1) 京都市の競争入札参加有資格者(測量・設計等(建築設計(建築関係設計コンサルタント)または土木設計(土木関係建設コンサルタント)))であること及び入札参加停止期間中でないこと。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (5) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (6) 平成22年度以降、国指定文化財に関する保存活用計画策定業務を元請けとして受託し、完了した実績を1件以上有すること。

## 4 スケジュール

公募開始：令和7年6月4日(水)

参加申請書等提出・現地視察申し込み：令和7年6月18日(水)午後5時まで

質問書提出：令和7年7月2日(水)午後5時まで

提案書類提出：令和7年7月16日(水)午後5時まで

ヒアリング(実施する場合)：令和7年7月下旬

事業者決定：令和7年8月上旬

※提案書類とは企画提案書、過去実績一覧表、見積書、「5 提出書類の作成要領(3)・(4)」に記載の実績等を示す書類を指す。

## 5 提出書類の作成要領

提出書類は次の要領に従い作成すること。

### (1) 参加申請書等

ア 参加申請書(様式1-①) 必要部数：正本1部、写し4部

イ 誓約書(様式1-②) 必要部数：正本1部、写し4部

ウ 参加資格証明書(様式1-③) 必要部数：正本1部、写し4部

エ 「3参加資格(6)」を満たしていることを確認できる過去の業務実績の書類(契約書、仕様書、完了届等)の写し 必要部数：1部

### (2) 質問書

ア 企画提案書作成等に関する質問がある場合は、「10 提出及び問い合わせ先」に記載しているメールアドレス宛てに電子メールで質問すること(電話、FAX及び訪問等による質問は不可)。※電子メールの件名は【二条城保存活用計画改訂補助業務】(会社名)とすること。

イ 様式2により作成し、電子メールに添付すること。

ウ 質問の回答は令和7年7月9日(水)に、二条城ホームページに掲示する。

### (3) 企画提案書 必要部数：正本1部、写し4部

参加申請書が未提出の場合、企画提案書等は受け付けない。

ア 様式3-①から様式3-⑥により作成すること。

イ 様式3-①(企画提案書)の担当者欄は、本公募に関して本市と連絡窓口となる担当者について記入すること。

ウ 各様式につき1頁とする(説明図等は指定のとおり追加できる)。

エ 書面提出と併せて電子媒体(PDF)をCDで提出可能(提出は任意。詳細は「8 ヒアリング審査」参照)。

### (4) 過去実績一覧表(様式4) 必要部数：正本1部、写し4部

平成22年度以降、国指定文化財に関する保存活用計画策定業務を元請けとして受託し、完了した実績を示すこと(5件まで提出可能)。1本の業務で複数を対象とする場合であっても、契約1件に対し実績1件とみなす。

### (5) 見積書(様式5) 必要部数：正本1部、写し4部

本委託業務を受託するに当たっての見積金額(消費税及び地方消費税を含む)を記載すること。見積書は、一式計上ではなく、項目ごとの内訳を明示すること。税額も含めて、委託料限度額の範囲内で提案すること。

### (6) (3)・(4)に記載の実績等を示す書類 必要部数：1部

#### ア 様式3-③に関する書類

・業務主任技術者の資格を証する書類の写し

#### イ 様式4に関する書類

・示した実績が、「平成22年度以降、国指定文化財に関する保存活用計画策定業務を元請けとして受託し、完了した」ことを確認できる過去の業務実績の書類(契約

書、仕様書、完了届等)の写し(参加申請書等として提出済のものは不要)

## 6 現地視察

### (1) 日時

令和7年6月23日(月)~25日(水)の間を予定する。

日時及び開始時間は、本市が参加者と相談して決定し、時間は60分以内とする。

### (2) 集合場所

元離宮二条城事務所

### (3) 注意事項

ア 現地視察を希望する参加者は会社名称、代表者名、住所、電話番号、メールアドレス、担当者名、視察者の人数を明記のうえ(様式自由)、「10 提出及び問い合わせ先」までメールで申し込むこと。

イ 現地視察の参加人数は、1社につき5名以内とする。

ウ 本プロポーザル参加に当たり、現地視察は必須ではない。

## 7 受託者の選定方法等

提出書類に基づいて評価を行い、最も高い評価を得た者を受託候補者として選定する。ただし、必要に応じてヒアリング審査を行う場合がある。

- (1) 受託者の選定は、別紙「評価基準」により審査を行い、合計点が60点以上(100点満点)の評価を得た者のなかで最も高い評価を得た者を受託候補者として選定し、本業務委託契約の締結に関し優先的に交渉するものとする。
- (2) ヒアリング審査を実施する場合は、本業務を受託した場合に業務主任技術者として配置を予定している者への質疑を行うため、必ず出席させること。本業務受託後、本市の同意を得ずに、その者を業務主任技術者として配置しない場合、業務不履行と見なす場合があるため、留意すること。
- (3) 参加者が1者のみであっても、当プロポーザルは成立するものとし、提案書を審査のうえ、妥当であると判断された場合は、受託候補者として選定する。
- (4) 受託候補者の選定後、本市は受託候補者と委託契約の締結に向けた交渉を行ったうえで、随意契約の手続きに進む。交渉が整わない場合、本市は次点となった者と交渉を行うものとする。
- (5) 受託候補者の選定後の交渉にあたっては、企画提案書の独自提案が採用された場合、仕様書の一部を変更する場合がある。ただし、提出された見積金額の増額は行わない。
- (6) 各提案者に審査結果を通知するとともに、京都市情報館、二条城ホームページにおいて、参加者全員の名称及び評価点を公表する。
- (7) 審査は、以下の委員が行う。ただし、審査当日、やむを得ない理由で委員が欠席となった場合は、他の者(元離宮二条城事務所が指名した本市職員)が審査を行う。

【審査委員】文化市民局文化芸術都市推進室 担当部長、文化市民局元離宮二条城事務所 所長、保存整備担当課長(3名)

## 8 ヒアリング審査（実施する場合）

### (1) 日時

令和7年7月下旬 ※詳細等は別途通知する。

### (2) 集合場所

元離宮二条城事務所

### (3) 注意事項

ア 審査では、業務主任技術者として配置を予定している者が説明を行うこと。

イ 審査での企画提案書の説明にあたって、必要であれば本市のプロジェクター等を使用できる。映像を映すためのパソコン、スクリーン、プロジェクターは二条城事務所 で用意する。必要な場合は「10 提出及び問い合わせ先」に連絡すること。

ウ 審査当日に映像に映すことができるのは、企画提案書の提出時に添付した電子媒体（PDF）とする。企画提案書と同じ書式、内容とし、審査当日の説明用に追加編集したものは認めない。

## 9 その他

- (1) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となることがある。
- (2) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出期限以降における企画提案書の差替及び再提出は、明らかな誤字脱字等があるときで、本市の承諾を得た場合のほかは認めない。
- (5) 見積書に記載された見積金額が委託料の上限額を超えた場合、及びヒアリング審査に業務主任技術者として配置を予定している者を出席させない場合は、失格となる。
- (6) 提出書類及びヒアリング審査における発言（実施する場合）等に虚偽の内容があった場合等、受託者として不適当と本市が判断した場合は、失格・契約取消することがあり、その際は次点者を選定・契約する。なお、受託候補者として選定された後に、正当な理由なく辞退したことにより、本市に損害が生じた場合、損害賠償請求を行うことがある。
- (7) 本業務の受託によって、本件に関連する業務等を優先的に受託できることはない。また、関連する業務の受託資格に影響を及ぼすこともない。
- (8) 包括的な業務の再委託を禁止する。例外として、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。
- (9) 『元離宮二条城国宝・重要文化財(建造物)等保存活用計画』、『元離宮二条城国宝・重要文化財(建造物)等保存活用計画令和6年度補遺版』のPDFデータを求める場合は、「10 提出及び問い合わせ先」までメールで申し込むこと。

## 10 提出及び問い合わせ先

〒604-8301 京都市中京区二条通堀川西入二条城町541

京都市 文化市民局 元離宮二条城事務所 保存整備係（担当：松村・丸山）

TEL：075-841-0096 FAX：075-802-6181

E-mail：[nijojo@city.kyoto.lg.jp](mailto:nijojo@city.kyoto.lg.jp)